

大和市告示第75号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び大和市文化創造拠点に係る指定管理者の指定等に関する条例（平成26年大和市条例第11号）第9条の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和3年4月1日

大和市長 大 木 哲

- | | |
|-------------|---|
| 1 施設 の 名 称 | やまと芸術文化ホール
大和市立図書館
大和市生涯学習センター
大和市屋内こども広場
大和市立中央林間図書館
大和市立渋谷図書館
大和市つきみ野学習センター
大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター
大和市桜丘学習センター
大和市渋谷学習センター |
| 2 指定管理者の名称 | やまとみらい |
| 3 指定管理者の所在地 | 東京都文京区大塚三丁目1番1号 |
| 4 指 定 期 間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |